

生駒市医療機関等物価高騰対策給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において、物価高騰の影響を受けている医療機関等に対し、市民への安定的なサービス確保と事業継続や提供体制の継続を支援するために、予算の範囲内において必要な経費の助成を行うにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び生駒市補助金等交付規則(平成20年10月15日規則第19号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該給付金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(給付対象事業者)

第2条 給付金の給付対象となる者(以下、「対象事業者」という。)は、令和4年12月1日において生駒市内に事業所を設置しこれを運営している事業所であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の指定を受けた病院もしくは診療所又は薬局
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第8条の規定による届出をした助産所
- (3) 健康保険法(大正11年法律第70号)第89条第2項に規定する指定訪問看護事業所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる対象事業者は、給付金の交付はしないものとする。

- (1) 本市の税を滞納している。
- (2) 生駒市にて実施している同様の補助金を交付されている、または、交付予定がある。
- (3) 物価高騰の影響を受けておらず、令和4年度の光熱費等が前年同期と比較し同額、又は、減少している。なお、新規開設の医療機関等は想定内である、又は、減少している。
- (4) 令和4年度中に休業や廃業の予定がある。

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、次の表のとおりとする。

事業者区分	給付金の額
病院、有床診療所	1床につき15,000円
診療所、薬局、助産所、訪問看護事業所	1事業所につき50,000円

- 2 同一の法人において複数の事業を営む場合、表の事業者区分に対応する給付金の額を合算することができる。

(交付申請等)

第4条 給付金の交付を受けようとする対象事業者の代表者(以下、「申請者」という。)は、令和5年1月31日までに生駒市医療機関等物価高騰対策給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)と振込先の通帳の写しの他、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出して申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請が行われなかった場合、給付金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- 3 市長が給付決定を行った後、申請及び請求に係る内容の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、第4条第1項の規定による決定を受けた申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請及び請求が取り下げられたものとみなす。
- 4 給付金の申請は、1法人あたり1年度について1回までとする。

(給付金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による給付金の申請を受理したときは、審査の上、概ね30日以内に交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の交付又は不交付を決定したときは、生駒市医療機関等物価高騰対策給付金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により対象事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定を通知した申請者に対して、速やかに当該給付金を指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

(事実の調査)

第6条 市長は、給付金の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、交付対象の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は、関係者に質問若しくは書類の閲覧又は資料の提出を求めるなど必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第7条 給付金の交付を受けた対象事業者は、当該給付金の申請に関する帳簿等や証拠書類（以下「帳簿等」という）を常に整備しておかなければならない。

2 給付金の交付を受けた対象事業者は、前項の帳簿等を、当該交付が行われた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 給付金の交付を受けた対象事業者は、市長から第1項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付を受けたとき

(3) その他市長が不相当と認めたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。